

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年3月29日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5千総総第1415号

令和6年3月21日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 米持克彦
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年度監査報告第10号、令和3年度監査報告第9号、令和4年度監査報告第11号並びに令和5年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 区画線の施工が適正に行われるよう指導すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県土木工事共通仕様書によると、受注者は、溶融式区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事では、設置路面が濡れている状況であるにもかかわらず、溶融式区画線を施工していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>現地を確認したところ、区画線に異常は見受けられなかったが、路面との付着が弱くなる可能性があるため、受注者に対し千葉県土木工事共通仕様書に基づき区画線の施工が適正に行われるよう指導されたい。</p>	<p>溶融式区画線の施工については、千葉県土木工事共通仕様書に基づき、適正な施工方法で行うよう受注者へ指導するとともに、実施状況の確認を徹底するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、着工に先立ち、降雪や降雨等施工面を湿潤させる天候の場合は作業を実施しないことを受注者と相互確認し、その旨を施工計画書に明記の上、提出させることとした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算</p> <p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 積算価格を算出するための見積り徴取を適切に行うべきもの</p> <p>[建設局：検見川浜駅第1自転車駐車場サイクルゲート交換工事（4-1）、蘇我駅第1自転車駐車場個別ロック式ラック交換工事（4-1）、幕張新都心拡大地区新駅自転車駐車場整備工事（4-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木工事等における見積りの取扱いについて（平成26年12月1日付け技術管理課長通知）によると、予定価格の基礎となる積算価格を算出するため、設定単価にないものを見積り依頼する場合は、内容、数量及び施工条件等、詳細な条件を付して依頼することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、内容、数量等を明確にせず、設定単価があるものも含めた一式の価格として見積りを依頼していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>積算価格の算出にあたり、設定単価がないものについては、内容、数量等を明確にして依頼することで、適切な見積り徴取を行われたい。</p>	<p>積算価格を算出するための見積り徴取については、令和5年12月4日に建設局長から建設局関係各課長に対し、内容や数量等を明確にして依頼することで、適切に行うよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>2 施工・検査</p> <p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 着工届を適切な時期に提出させるべきもの</p> <p>[建設局：高洲11号線外2舗装道補修工事（美4-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市工事執行規則によると、工事に着手するときは、着工届を提出させなければならないとされてい</p>	<p>着工届の提出時期については、令和5年12月4日に建設局長から建設局関係各課長に対し、千葉市工事執行規則に基づき適切な時期に提出するよう受注者へ指導を徹底</p>

<p>る。</p> <p>しかしながら、本工事では、着工届が提出される前に測量等の準備工事に着手していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>千葉県工事執行規則に基づき、受注者に対して、着工届を適切な時期に提出するよう指導されたい。</p>	<p>するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
--	-------------------------------